

## 上田地域広域連合自動販売機設置事業者募集要項

上田地域広域連合の管理する庁舎等に飲料の自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項と別紙「自動販売機の規格及び条件並びに遵守事項」の内容を承知のうえ、お申し込みください。

### 1 募集物件

別紙「上田地域広域連合自動販売機貸付対象箇所一覧」のとおり。

施設の位置及び施設内の設置場所は別紙「位置図・配置図」を参照してください。

### 2 応募資格要件

下記の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

なお、上田地域広域連合のいずれかの構成市町村へ「物品入札（見積）参加願」を提出し、資格があると認められた事業者は一部の要件を満たしているとみなします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項各号の規定に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第255号）第21条第1号の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 上田地域広域連合管内に本店、支店等の営業拠点を有する法人若しくは個人にあっては事業を営んでいる者又は上田地域広域連合の構成市町村の関係施設の自動販売機設置において、過去3年間に自らが運営管理に関して2年以上の実績を有し、故障等に速やかな対応が可能な者であること。
- (4) 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) その他法律によりその活動が規制されている団体の構成員又はそれに準ずる者ではないこと。
- (6) 上記（3）及び（4）に該当する団体の維持運営に関与する者ではないこと。
- (7) 上記（3）及び（4）に該当する団体及びその構成員に対して利益を供与し、また、それらを自己の利益を得る目的で利用したことがないこと。
- (8) 営業所が属する市町村において市町村税を滞納していないこと。
- (9) 法令等により許認可等を必要とする場合は許認可等を有していること。

### 3 公募事項及び条件等

#### (1) 公募事項

自動販売機を設置するために必要な上田地域広域連合所有施設の賃借権（貸付期間の更新はなし）

設置事業者の決定方法は「5 設置事業者の決定」によります。

#### (2) 貸付期間

別紙「上田地域広域連合自動販売機貸付対象箇所一覧」に記載する契約期間とします。

ただし、貸付を行った行政財産を上田地域広域連合が公用又は公共用に供する必要が生じた場合や設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行った場合、その他上田地域広域連合が必要と認める場合には賃貸借契約を解除することがあります。

(3) 販売商品の種類及び販売価格

販売商品は、缶・びん・ペットボトル・紙パック等の飲料（お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶、スポーツドリンク等）で、別紙「上田地域広域連合自動販売機貸付対象箇所一覧」のとおりとなります。なお、酒類の販売はできません。

販売価格は標準の販売価格（定価）以下としてください。

(4) 貸付料

ア 見積書（様式4）に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって1年間の貸付料とします。

イ 年度内の貸付期間が1年に満たない場合は、決定した1年あたりの賃借料を基に、貸付期間が月の初日から開始して月の末日で終了する場合は月額割で、月の初日以外の日から開始されるかまたは末日以外の日に終了した場合は日割り計算した金額を当該年度の賃借料とします。

ウ 賃借料は、上田地域広域連合が発行する納入通知書により、指定された期日までに当該年度分全額を納入してください。

(5) 光熱水費及びその他必要経費（賃借料には含まれていません）

電気料等の管理上必要となる経費は設置事業者の負担とし、賃借料とは別に発行する納付書により指定された期日までに納入してください。

なお、設置事業者は自動販売機の設置にあたり光熱水費を算定するための子メーターを自らの負担で設置してください。

(6) 経費負担

自動販売機、子メーターの設置及び撤去に要する工事費、移転費、維持管理に係る費用その他必要とされる一切の経費についても設置事業者の負担とします。

(7) 環境配慮

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。

(8) 維持管理責任

ア 商品の補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理は、設置事業者が適切に行ってください。

なお、盗難等による商品及び自動販売機の汚損又は損傷の際には、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について上田地域広域連合の責に帰することが明らかな場合を除いて上田地域広域連合はその責を負いません。

イ 使用済み容器の回収ボックスは、容器の材質ごとに設置し、設置事業者の責任で適切な頻度で回収及び設置場所周辺の清掃を行ってください。

ウ 衛生管理については関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。

エ 自動販売機を設置するにあたっては、設置事業者の負担により、転等防止等の必要な安全措置を行ってください。

オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については設置事業者の責任において対応してください。また、自動販売機には故障時等の際の連絡先を明示してください。

カ 上田地域広域連合が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないでください。

キ 設置事業者は、上田地域広域連合が売上げ状況等について報告や資料の提出を求めた場合は、それらを拒否することはできません。

(9) 禁止事項

ア 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

イ 上田地域広域が承諾する場合を除き、自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

(10) 原状回復等

設置事業者は貸付期間が終了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復を行ってください。

なお、設置事業者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、補償を上田地域広域連合に請求することはできません。

(11) 貸付料の返還

上田地域広域連合が公用、公共用又は公益事業の用に供するため契約を解除する場合、既納の貸付料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還します。

なお、設置事業者が貸付条件に違反するなど設置事業者の責に帰すべき理由による契約解除や設置事業者の自己都合による契約解除の場合は返還しません。

(12) その他

その他自動販売機の運用上必要な事項については、必要に応じて上田地域広域連合と協議し、その指示に従ってください。

#### 4 応募申込手続

(1) 受付期間 令和7年2月19日（水）から令和7年3月5日（水）まで

（土・日曜日、祝日は除く午前8時30分から午後5時まで）

(2) 提出場所 上田地域広域連合事務局 総務課

（〒386 - 0404 上田市上丸子1612番地 上田市丸子地域自治センター4階）

(3) 提出書類（提出部数は各1部。ただし、見積書（様式4）は応募する募集区分につき1部）

	提出書類	法人	個人	備考
①	見積り合わせ応募申請書（様式1）	○	○	
②	業務実績書・サービス拠点申告書（様式2）	○	○	
③	法人登記簿謄本 （発行後3ヶ月以内のものに限る）	○	×	現在事項全部証明書
④	住民票記載事項証明書 （発行後3ヶ月以内のものに限る）	×	○	
⑤	営業所が属する市町村税の納税証明書 （発行後3ヶ月以内のものに限る）	○	○	未納のないことの証明 納税義務のない場合は提出不要
⑥	会社概要パンフレット等（注）	△	△	下記参照
⑦	誓約書（様式3）	○	○	
⑧	設置する自動販売機のカatalog	○	○	
⑨	許認可等を証する書類	△	△	許認可等を要する場合に必要
⑩	見積書（様式4）	○	○	応募する募集区分ごとに記入し、個別の封筒に入れて提出すること。

（凡例）○……提出を要する、△……必要に応じて提出、×……提出は不要

（注）応募資格要件（3）にある市町村内の営業拠点を確認するために必要ですが、②又は③により拠点の所在が確認できる場合は不要です。

※ 様式1～4は上田地域広域連合事務局総務課の窓口又は上田地域広域連合ホームページ内の自動販売機設置事業者募集のページから入手できます。

令和4年度以降に実施した自動販売機設置事業者の公募に参加された事業者は、今回の募集に関する資格審査は不要としますので、②～⑨までの書類の提出は必要ありません。

ただし、その場合であっても、前回の公募参加後に、合併・組織再編等により法人登記簿謄本の内容に変更が生じた場合は、今回、改めて「応募資格を証する書類」一式を提出してください。

#### (4) 提出方法

上記に記載の提出書類を直接持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送で提出する場合は封筒に「自動販売機設置事業者応募申込書類」と明記してください。受付期間内必着とし、提出書類に不備がある場合は受け付けられませんのでご注意ください。

複数の物件に申し込むことはできますが、見積書（様式4）は募集区分ごとに1枚記入し、個別の封筒に入れ、封をして提出してください。封筒には募集区分を明記してください。

#### (5) 募集に関する質問

募集に関する質問は、2月25日（火）までに、質問書（様式6）を使用し、FAXで広域連合事務局総務課に提出してください。質問書は広域連合事務局総務課窓口又はホームページから入手できます。質問に対する回答は、随時、上田地域広域連合ホームページに掲載し、最後の更新を2月27日（木）とします。

なお、口頭の質問には、軽微なものを除き原則としてお答えしません。

#### (6) 設置場所の現地確認

別紙「対象となる施設」に記載の施設管理担当課（以下「担当課」という。）へ直接お問い合わせの上、現地をご確認ください。

#### (7) その他

ア 申込期限後における応募書類の差し替え及び再提出は認めません。

イ 提出された応募書類は返却しません。

### 5 設置事業者の決定

提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める応募資格をすべて満たすものを選考対象とします。

#### (1) 見積り合わせの日時及び場所

令和7年3月7日（金）午後1時から

上田地域広域連合事務局 第一会議室（上田市丸子地域自治センター4階）

なお、見積り参加者の立会いは求めないものとします。

#### (2) 設置事業者の決定方法

ア 応募資格をすべて満たし、有効な見積りを行った者のうち、上田地域広域連合が定めた予定価格以上の見積りのうち最高の金額で見積りをした者を設置事業者とします。

イ 採用となるべき同金額の見積りをした者が二者以上いる場合は、広域連合が指定した日時・場所において当該申込者によるくじ引きで採用を決めるものとします。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない広域連合職員にくじを引かせるものとします。

ウ 予定価格以上の価格の見積りがないときは、最高価格で見積もった者から広域連合が指定する日時までに2回目の見積書を徴するものとします。2回目の見積りをしても予定価格以上の価格の見積りがないときは、不調とします。

#### (3) 無効となる見積書

次のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

ア 応募資格のない者が行った見積

- イ 一つの区分に対し、同一人が複数見積もった当該見積書全部
- ウ 見積り参加者が協定して見積もったもの
- エ 誤字、脱字等により意思表示が明確でないもの
- オ 見積金額を訂正し、訂正印のないもの
- カ 記名・押印のないもの
- キ 申込期間内に申込（見積）書が到達しなかったもの
- ク その他募集要件に違反したもの

## 6 公募結果の公表

設置事業者が決定したときは、設置が決定した事業者へ書面で通知するとともに、応募状況、採用された設置事業者名については上田地域広域連合のホームページでの公表を予定していますのであらかじめ御了承ください。

## 7 契約の締結

- (1) 貸付が決定した設置事業者は、行政財産貸付申請書（様式5）に必要書類を添付し、担当課へ提出してください。  
申請書は上田地域広域連合事務局総務課窓口又は上田地域広域連合のホームページから入手できます。
- (2) 設置事業者は3月21日（金）までに上田地域広域連合と契約を締結しなければなりません。正当な理由無くこの期間内に契約が成されない場合、設置事業者の決定は取り消されます。
- (3) 設置事業者の決定から契約締結までの間に設置事業者が応募資格を失ったことが判明した場合は設置事業者の決定は取り消されます。

## 8 その他

- (1) この要項に定めのない事項については、上田地域広域連合が準用する上田市財務規則（平成18年上田市規則第45号）その他関係法令の定めるところによります。
- (2) 契約・貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 契約締結後、食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出してください。
- (4) 自動販売機及び使用済み容器回収ボックスを設置する際は、必ず各施設の管理担当者と打ち合わせを行ってください。

## 9 問い合わせ先

上田地域広域連合 事務局総務課 庶務担当

住所：〒386 - 0404

長野県上田市上丸子1612番地

上田市丸子地域自治センター4階

電話：0268 - 43 - 8811（直通）

FAX：0268 - 42 - 6740